平成２３年（フ）第９５７号
名古屋市北区安井３丁目４番２号　市営成願寺荘東２棟411号
債務者　松井　惠美
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５４号
青森県三戸郡南部町大字杉沢字東小橋24番地５
債務者　髙見　リセ
1　決定年月日時　平成23年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第９０４号
名古屋市千種区自由ケ丘１丁目16番１―106号　西田代荘
債務者　関根　和子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０１９号
熊本県上益城郡御船町大字木倉185番地８
債務者　藤本吏恵子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１１２号
熊本市渡鹿２丁目４番38号
債務者　櫻場　裕美
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４１号
北海道岩見沢市駒園２丁目１番11号
債務者　傳庄　一幸
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第４４号
北海道岩見沢市北２条西７丁目１番５号　シベール27　103号室
債務者　松浦　　法
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第７４号
北海道苫小牧市豊川町３丁目２番26号　西晃ハウス１階右側
債務者　川村　昌文
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第７５号
北海道苫小牧市豊川町３丁目２番26号　西晃ハウス１階右側
債務者　川村　保子
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１１５号
茨城県かすみがうら市稲吉東３丁目６番40号　伊勢沢住宅
債務者　東　ふみ代（旧姓武）
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２７０号
千葉県船橋市薬円台５丁目16番５―108号
債務者　佐藤　　誠
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３７８号
千葉県船橋市夏見６丁目23番11号
債務者　北本　國男
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４４号
新潟県新発田市大手町３丁目２番７号
債務者　五十嵐浩康
1　決定年月日時　平成23年５月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第４５号
新潟県新発田市城北町２丁目11番３号　サンヴィレッジマンション105
債務者　西方かつ江
1　決定年月日時　平成23年５月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１４２９号
神戸市須磨区中落合１丁目１番415―303号、従前の住所神戸市北区大原１丁目22番地の25
債務者　河田ゆう子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４３３号
神戸市須磨区中落合１丁目１番415―303号、従前の住所神戸市北区大原１丁目22番地の25
債務者　河田　宏行
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３１号
神戸市長田区大塚町５丁目１番９号
債務者　野村　裕介
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３２号
神戸市長田区大塚町５丁目１番９号
債務者　野村ますみこと　李　ますみ
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部